

収入印紙を貼付してください。	
10万円以下	200円
10万円を超え50万円以下	400円
50万円を超え100万円以下	1,000円
100万円を超え300万円以下	2,000円

収入印紙

※ 割り印を押印してください。

生活・育英・自動車・リフォーム
(新規・借替) ※○で囲む

資金貸付金借用証書

※ 金	円	貸付決定番号	第	号
-----	---	--------	---	---

一般財団法人 長崎県教職員互助組合理事長 様

※平成 年 月 日

一般財団法人長崎県教職員互助組合運営細則 第6章（貸付）を承認のうえ、上記金額を下記条件により借用いたしました。

記

- 1 利息は年利とし、ボーナス償還に係る利息は、半年利とする。また、利率は年度ごとに見直す。
- 2 貸付金の保全を目的とした貸付保険制度の適用を承諾いたします。
- 3 貸付金及び利息は、一般財団法人長崎県教職員互助組合運営細則第40条の規定に基づき、元利均等で毎月の給料及び6月・12月の期末勤勉手当から償還します。
- 4 借受人が組合員の資格を喪失したとき、退職慰労金で不足する場合は、他の給付金より未償還元利金相当額を控除されることに異存はありません。
なお、それでも未償還元利金が生じる場合は、退職手当で償還いたします。
- 5 借受人において、貸付金の返済を怠ったため発せられた理事長の支払勧告に応じなかった場合、一般財団法人長崎県教職員互助組合運営細則第44条の規定に基づき、保険金請求に必要な個人情報を保険会社に提供し、未弁済債権を保険会社に譲渡されることについて異存ありません。

借受人	所属番号	所 属 名			印
	組合員番号	フリガナ			
	0 -	氏名			
	現住所	〒			(TEL)

(注) ① ※印欄は記入しないでください。
② 借受人は自書してください。